

## 宇美町職員の懲戒処分について

宇美町において、職員が公金を不適正に処理していた事案が判明しました。町民の皆様からの信頼を大きく損なう事態となりましたことを、深くお詫び申し上げます。本件に関し、下記のとおり懲戒処分を行いましたので公表いたします。

### 記

#### 1. 事案の概要

本件は、内部からの指摘を受け、宇美町職員人事審査会等で調査した結果、主に社会教育課及び環境課の職員が、令和元年12月3日から令和7年9月17日までの約5年9か月間にわたり、計62回の金属売払いを行った際、その売払収入の大部分を町の歳入として納付せず、不適切に管理し、工具等を購入していたものです。

##### (1) 不適切に管理していた売払収入について

不適切に管理された金額 (A) : 777,969 円

##### (2) 資金の使途

調査の結果、私的な流用は確認されませんでした。上記金額 (A) は、主に以下の目的で使用していました。

- ・業務用備品の購入 (高圧洗浄機、インパクトドライバー等) : 328,845 円
- ・業務用消耗品および材料費の購入 : 332,282 円
- ・家電リサイクル・産業廃棄物処理費用 : 113,362 円
- ・作業用レンタル費用 : 3,480 円

#### 2. 処分内容

##### (1) 職員への処分

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号に基づき、令和8年6月29日付で以下のとおり処分を行いました。

- ・課長補佐 (50代) : 減給10分の1 (2か月)
- ・主査 (30代) : 減給10分の1 (1か月)
- ・係長 (50代) : 戒告

(2) 管理監督者への処分（管理監督責任）

地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号に基づき、指導監督が不十分であったとして以下の者を処分しました。

- ・ 指導監（60 代）： 戒告
- ・ 課 長（50 代）： 戒告
- ・ 課 長（50 代）： 戒告

3. 再発防止策について

本件を重く受け止め、以下の取組により再発防止と綱紀粛正を徹底いたします。

- (1) 不祥事防止委員会の強化： 行動指針の再確認、公金取扱いの徹底、及び管理職による定期的な金庫・物品等の総点検を実施します。
- (2) 職員研修の徹底： 新任管理職を含む全職員に対し、義務違反防止ハンドブックや懲戒処分の指針を用いた研修を行い、コンプライアンス意識の向上を図ります。
- (3) 財務規律の厳守： 課長会議等を通じ、財務規則に基づく物品調達や公金取扱いのルールを改めて周知し、適正な事務処理を徹底いたします。

○町長コメント

今回の不適正な事務処理により、町民の皆様の信頼を著しく損ねましたことを、深くお詫び申し上げます。

長期間にわたり公金の適正な管理を怠ったことは、公務員としてあってはならない行為です。公金取扱いのルールを逸脱したことは、コンプライアンス意識の著しい欠如と言わざるを得ません。この事態を重く受け止め、本日、関係職員を厳正に処分いたしました。

今後は、全職員が公務員としての職責と高い倫理観を改めて胸に刻み、二度とこのような事態を繰り返すことのないよう、適正な事務処理を徹底してまいります。職員一丸となって綱紀粛正に努め、一日も早い信頼回復に全力を尽くす所存です。